

10月23日の欧州委員会決定等について

1. 「気候変動枠組条約京都議定書の約束の共同履行に関する欧州共同体を代表する欧州理事会決定」について

欧州委員会は、すべてのEU加盟国は、2002年6月14日までに京都議定書を締結すべきであるとの提案を10月23日に正式採択（別添1参照）

（注）6月14日の90日後の9月11日はヨハネスブルグサミットの最終日

2. 「欧州気候変動プログラム(ECCP)」の第1段階の実施に関するコミュニケーションペーパーについて

欧州委員会は、京都議定書目標達成に向け、今後2年間のうちに欧州委員会が講じるべき、4つの分野（横断的分野、エネルギー、運輸及び産業）における施策を提案した、欧州気候変動プログラムの第1段階の実施に関するコミュニケーションペーパーを発表。これらの施策の環境効率性と費用との分析、導入スケジュール等も明示。（別添2参照）

（横断的分野）

- ・統合的汚染防止管理指令（Integrated Pollution Prevention and Control Directive）を効果的な実施による省エネの推進
- ・排出削減プロジェクト（JI/CDM含む）からのクレジットとEUの排出量取引とのリンクに係る指令の提案
- ・GHG排出状況等の把握（モニタリング）の仕組みの見直しに関する提案

（エネルギー部門）

- ・エネルギー消費機器に対する最低省エネ基準に関する枠組指令の提案
- ・エネルギー需要管理に係る指令の提案
- ・コージェネレーションの促進に関する指令の提案
- ・公共部門による省エネに配慮した率先購入の推進
- ・普及啓発キャンペーンの実施

(運輸部門)

- ・モーダルシフトに関する提案
- ・交通インフラの利用と料金制度の改善の提案
- ・運輸部門に係るバイオ燃料の利用促進

(産業部門)

- ・フロンガスに係る枠組指令の提案

コミュニケーションペーパーでは、次の段階の追加的な取組みをさらに導入していくことの必要性についても言及。

3 . EU 内温室効果ガス (GHG) 排出量取引に関する欧州委員会指令案について

欧州における排出量取引制度については、詳細な制度を定めた指令案を提示。

- ・ 実施期間： 第1段階 2005年から2007年末まで。第2段階 2008年から2012年
- ・ 制度対象者： EUの総合汚染管理指令 (IPPC) の対象施設。ただし、加盟国の判断で対象施設の追加・削除は可能。
- ・ 対象ガス： 当初は二酸化炭素のみ
- ・ 排出枠の交付方法・発行量： 各加盟国が2005-2007年までの排出枠を無償で割り当てる。加盟国は交付基準等を規定する国家交付計画を欧州委員会に提出。排出枠は、原単位、絶対量双方の単位での交付が可能。
- ・ 実際の排出量と排出枠の照合： 毎年、実際の排出量が排出枠を超過しているかどうかを照合。超過している場合には他から排出枠を購入する必要がある。
- ・ 排出枠超過時の措置： 排出枠超過時には、罰金を支払わなければならない。

(別添3参照)

「気候変動枠組条約京都議定書の約束の共同履行に関する

欧州共同体を代表する欧州理事会決定」の概要

2001年10月23日

概要説明

【背景】

- 京都議定書第4条は、議定書締約国に対し共同で約束を達成することを認めており、欧州共同体とその加盟国は、1998年4月29日に議定書に署名した際に、第3条第1項の約束(排出削減目標)について、第4条にしたがい共同で達成することを宣言。
- 1998年6月15日、16日の環境相閣僚会議において、欧州理事会は各加盟国の約束(いわゆる再配分合意)を決定し、欧州共同体による議定書の締結に関する欧州理事会決定に織り込むことを宣言した。
- 2001年6月15、16日にスウェーデン・イエテボリで行われた欧州理事会(European Council)において、欧州連合(European Union: EU)首脳は2002年までの京都議定書を発効に向けてEU加盟国及びEUが早期に京都議定書を批准できるよう、2001年末までに欧州共同体(European Community)による批准のための提案を作成するよう、欧州委員会(European Commission)に要請。

【法的裏付け】

- 欧州共同体の設立に関する条約は、手続き上の必要事項があるものの、欧州共同体に京都議定書を締結する権限を与えている。このため、欧州委員会の提案は、欧州議会(European Parliament)との協議を経た上で、欧州理事会における多数決によって承認されることが必要である。

【欧州共同体の役割の補助的性質と適切な関与】

- 欧州共同体と加盟国は、共に気候変動枠組条約を締結及び京都議定書に署名しており、欧州共同体と加盟国は数量的な排出抑制及び削減を約束している。したがって、欧州共同体と加盟国がそれぞれ京都議定書を批准することが必要である。1998年6月の“再配分合意”もあることから、欧州共同体と加盟国は同時に批准もしくは承認のための法的文書を提出する必要がある。
- 京都議定書の目標の達成のために、特にエネルギー、運輸、産業、家庭、農業及び研究の分野における、欧州共同体レベルでの取組の導入がさらに必要であり、欧州気候変動プログラム、共通交通政策に係る白書、エネルギー供給の安全性に係る緑書の中に各種の政策が盛り込まれており、また、温室効果ガスの費用効果的削減に特に寄与しうる欧州共同体の排出量取引制度については、本提案と同時に提案を行う。
- 京都議定書の目標達成に要する費用については、京都メカニズムの利用等により変わりうるが、おおよそ2010年までにGDPの約0.06%~0.3%を要すると分析されている。共同体にお

ける取組は、持続可能性の原則を反映しなければならない。

< 批准予定 >

- 2002年9月2日～11日のヨハネスブルグ・サミットまでに京都議定書を発効させるというEUの政治目標の実現のため、ヨハネスブルグ・サミットの最終日の90日前である2002年6月14日までに加盟国と欧州共同体が同時に批准のための法的文書を提出するための必要な手順を実施する。

欧州理事会決定案(仮訳)

第1条 1998年4月29日にニューヨークで調印された気候変動枠組条約京都議定書を、欧州共同体を代表して承認する。

第2条 欧州共同体及びその加盟国は、議定書の第3条第1項の約束を共同履行することとする。

2008年から2012年までの第1約束期間において欧州共同体及び加盟国に配分された排出量は、付属書Bに規定されている。

加盟国は、付属書Bに設定された排出目標を達成するために必要な手段を講じなければならない。

第3条 付属書Bに設定された排出目標は、遅くとも2007年12月31日までに、基準年の排出量を基に、二酸化炭素に換算した量で決定されなければならない。決定にあたっては、条約及び議定書の第3条第3項及び第3条第4項に基づき開発された算定手法を考慮し、欧州決定(93/389)の第8条に定められた手続に則り行わなければならない。

第4条 第1項 理事会の長は、議定書第4条第2項に従い国連気候変動条約事務局に対し共同体を代表して、本決定を通知する者を任命することができる。

第2項 理事会の長は、議定書の第24条第1項に従い国連事務局長の承認書の寄託者を任命することができる。

第3項 理事会の長は、議定書の第24条第3項の規定に従い、本決定に対する付属書Cに設置された権限の宣言の寄託者を任命することができる。

第5条 第1項 加盟国は、2002年6月14日までに、共同体及び加盟国の批准又は承認に必要な手段を講じるものとする。

第2項 加盟国は、2002年4月12日までに、議定書の批准の決定について、または状況に応じて批准手続の完了の予定日程について、共同体に報告するものとする。共同体は、加盟国と共同して、批准の寄託の日程を決定するものとする。

(出所 <http://www.europa.eu.int/comm/environment/climat/docs.htm>)

**「欧州気候変動プログラム(ECCP)」の第1段階の実施に関する
コミュニケーションペーパーの概要**

(2001年10月23日)

概要	京都議定書目標の達成に向けて、欧州気候変動プログラム(ECCP)のうち今後2年間の間に欧州委員会が実施する事項について部門別に記述したものである。ここで挙げた措置だけでは京都議定書目標の達成は難しいため、環境や経済に対する影響を評価ながら、さらに追加的な政策・措置の導入を行っていくとしている。
1. 部門横断	
1.1 統合汚染防止管理(IPPC)指令の効果的な実施による省エネルギーの推進	
背景	IPPCは、大規模施設に対してあらゆる種類の汚染の防止と省エネルギーを実現するための実施可能な最善の技術(BAT)を導入することを義務づけており、このスキームを活用して温室効果ガス(GHG)の排出削減を行うことが有効。各国規制当局は、将来の排出量取引制度の対象としないIPCC対象施設については、GHGの排出抑制を操業許可の条件とすることが必要。
行動	欧州委員会は、IPPCに関する技術専門家に対し、省エネルギーに特化した技術基準書の作成を依頼する。 加盟国に対しIPPCの定める省エネ基準の達成のための国家計画を策定するとともに、2007年10月という期限の前に段階的に導入することを奨励する。
効果	6000万～7000万t-CO ₂ /年の削減。
時期	上記の行動については2002年、2003年に実行(IPPCの実行促進は継続的に行う)
1.2 排出削減プロジェクト(JI/CDM含む)からのクレジットと排出量取引とのリンケージに関する指令の提案	
背景	2005年から実施予定のEU内排出量取引において、排出削減プロジェクト(京都議定書によるJI/CDM、及びEU域内で独自に行うプロジェクト等)からのクレジットをどのようにリンクさせるかを決めておくことが必要。
行動	京都議定書の細目ルール、及び途上国の持続可能な発展に資するためのEUとしての開発政策に沿って、提案を作成する。
時期	2003年上期までに提案を作成する。
1.3 GHG排出状況等の把握(モニタリング)の仕組みの見直しに関する提案	
背景	加盟国は欧州委員会の決定に従ってGHGの排出状況、及び排出削減のための政策・措置に関して報告を行っている。しかし、現状の内容では、再開COP6会合で合意した京都議定書に基づく報告内容として不足であるため、これを見直すことが必要。
行動	排出量の把握はEU内排出量取引制度とも密接に関連するものであり、欧州委員会は、加盟国からなるモニタリング委員会と協力して、モニタリングのための新たなガイドラインを作成する。
時期	2002年下期までに、モニタリングの仕組みに関する見直しを行う。

2. エネルギー部門(省エネ関連)

2.1 エネルギー消費機器に対する最低省エネ基準に関する枠組指令の提案

背景	エネルギー消費機器に省エネ基準を設定する場合、域内での公正競争を確保するために、機器の性能、製造業者への影響等を考慮した上で域内共通の基準とすることが必要。エネルギー消費機器としては、産業用部品、家庭用機器、空調設備等が挙げられる。
行動	加盟国の専門家で構成される規制委員会に対し、省エネ規制の枠組指令の作成を要請する。省エネ基準は、製品の環境ラベルや、産業界の自主的取組に対し、補完的な役割を果たす。
時期	2002年に提案を行う。

2.2 エネルギー需要管理(DSM)指令の提案

背景	電力会社や専門会社によって提供される、需要側での省エネの促進は、GHG 排出削減のために重要な要素。
行動	加盟国に中小企業や家庭向けにエネルギー需要管理を促進するための目標(省エネ改善指標や省エネ投資額等)の設置を求める。 また、省エネ技術の市場開発促進を求め、欧州委員会に対して、投資額、省エネルギー量、費用対効果等に関する報告書の提出を求める。
効果	2010年までに4000万~5500万t-CO ₂ /年の削減。
時期	2002年に提案を行う。

2.3 コージェネレーション(CHP)の促進に関する指令の提案

背景	CHPのシェアを1994年の9%から2010年までに18%に倍増させるというEUの目標達成のための既存の措置を強化する。
行動	EUにおける再生可能エネルギー指令をモデルとして、CHPに関する指令を作成する。指令はCHPの品質認証を導入し、効率的なCHPの導入を目指す。また系統連系に関する課題の解決方法や、連系コスト負担の在り方、各加盟国による定量目標の設定についても言及する。
効果	最大6500万t-CO ₂ の削減が期待される。
時期	2002年に提案を行う。

2.4 (法的枠組以外の)追加的な提案

2.4.1 公共部門による省エネに配慮した率先購入の推進

背景	省エネ技術の需要を拡大する。
行動	欧州委員会が出している公共調達における環境配慮に関する通達について、省エネの観点を織り込んで見直す。
時期	2002年に公表する。

2.4.2 普及啓発キャンペーンの実施

背景	2002年からの実施を予定している省エネに関する普及啓発キャンペーンにおいて、欧州委員会による調整の下で各加盟国によって実施されることが必要。
行動	キャンペーンの定量目標(環境ラベル家電の普及率、省エネ機器の売上シェア等)について慎重に選定する。
時期	2002年に提案を行う。

3. 運輸部門	
3.1 モーダルシフトに関する提案	
背景	自動車、航空機の利用が拡大しており、鉄道や船舶等の、より GHG 排出の少ない輸送にシフトしていくことが必要。
行動・時期	<ul style="list-style-type: none"> 市場開放、安全性の向上、相互乗り入れ、サービス水準の向上等による鉄道の再活性化（政策パッケージが 2001 年末までに欧州委員会から提出される予定） 技術基準の共通化、認証の共通化、労働条件の共通化等による河川輸送の改良（2001 年末までに欧州委員会から提案される予定） 港湾サービスの改良、フェリー輸送に必要なインフラの整備等による短距離海運の促進 自動車輸送を代替するための陸海空輸送プログラム（2003 年に策定）の促進と、輸送単位・積載技術の標準化等（2003 年に提案）
3.2 交通インフラの利用と料金制度の改善に関する提案	
背景	渋滞の解消によって GHG の排出削減が可能。また現在の輸送コストは外部コストを反映しておらず、輸送手段について総コストに見合った料金体系を導入することが必要。
行動・時期	<ul style="list-style-type: none"> インフラ利用の料金制度に関する原則及び方法に関する枠組指令の提案（2002 年に提案） 商業用自動車燃料に対する課税の統一（2003 年に提案）
効果	4000 万～6000 万t-CO ₂ /年の削減。
3.3 運輸部門におけるバイオ燃料の利用促進	
背景	EU 内での運輸部門におけるバイオ燃料の利用促進に関する枠組を提供する。
行動	バイオ燃料導入に関する規制義務、及び運輸部門におけるバイオ燃料の導入促進に必要な措置の実施等を求める指令を、加盟国に出すかどうかを検討。
効果	3500 万～4000 万t-CO ₂ /年の削減。
時期	運輸部門におけるバイオ燃料の導入促進に関する指令案は 2001 年後半に欧州委員会で採択予定。
4. 産業部門	
4.1 フロンガスに対する枠組指令の提案	
背景	フロンガスは 1995 年の 6400 万t-CO ₂ から 9600 万t-CO ₂ に増大する見通しであり、特に冷蔵機器、空調機器からの排出削減が必要。
行動	機器の設計、製造、設置、稼働、廃棄のあらゆる段階における排出抑制のための実行可能な措置を求める。また製造者、輸入者、輸出者、一定のユーザーに対し、販売量、輸出量、使用量等について、毎年報告を求める。
効果	2010 年までに 2100 万t-CO ₂ /年の削減。
時期	2002 年上期までに提案を完成させる予定。

出所 <http://www.europa.eu.int/comm/environment/climat/eccp.htm>

EU 内温室効果ガス (GHG) 排出量取引に関する欧州委員会指令案

(2001年10月23日発表)

概要	EU域内でのキャップ&トレード方式による GHG 排出量取引の制度案。制度対象者に GHG の排出量の上限である排出枠を交付した上で、排出枠の一部の取引を認めるもの。
制度対象者	<ul style="list-style-type: none"> • 基本的にはEUの統合汚染防止指令 (IPPC) の対象施設(エネルギー多消費型施設) 化学は除く(元々排出量が多くないこと[EU 排出量の 1%未満] 対象施設数が多く [34,000 箇所] 行政手続きが複雑となるため) 廃棄物焼却施設は除く(廃棄物中の炭素含有量が把握できないため) • IPPC の対象施設でなくても CO₂ の大規模排出源についても対象とできる(中規模コージェネレーション施設等) • 対象主体については工場・施設単位(法人単位ではない)と推測される • 具体的な対象業種は発電、石油精製、鉄鋼、非鉄金属、紙・パルプ等のエネルギー多消費型産業 • 対象施設数は 4,000~5,000 で、2010 年における EU 全体の CO₂ 排出量の約 46% (GHG 排出量の 38%) を占めると推定されている。 • なお、直接的な制度対象者ではないが、排出枠の登録簿(レジストリー)に口座を持っていればどのような個人・法人も取引に参加することが可能(ブローカーや NGO の参加も可能)
対象ガス	<ul style="list-style-type: none"> • 直接排出量のみを対象(発電に伴う排出は、発電事業者からの排出としてカウントする) • 初めは CO₂ のみ(6 ガスの中で最も排出量が多く、正確なモニタリングが可能のため) • 他の GHG を対象とするかどうかについては、正確なモニタリング、報告、検証が行えることが条件
実施期間	第1期間(試行期間):2005年~2007年まで(3年間) 第2期間 :2008年~2012年まで(5年間) その後は5年毎
遵守期間	遵守期間(当該期間の期末時点で、当該期間中の温室効果ガス排出量に応じた排出枠の保有を義務づける期間。排出量に応じた排出枠は除却される。)は1年
排出枠 (allowances) の交付方法	<ul style="list-style-type: none"> • 排出枠の全体交付量、個別の事業者への交付方法・量等については、基本的に各加盟国の判断に任せる(ただし、欧州委員会の定める判断基準に沿っていることが必要) • 第1期間については、全加盟国は制度参加者に対して無償で交付する EU 内での同業種の競争条件を同じにするため • また、EU 加盟国間での公正競争を維持すること(政府補助に関する規制に沿うこと) 新規参入者への交付を確保することが必要 • 原単位目標とすることも可能(この場合には、原単位目標に生産量を乗じて、絶対量での排出枠とすることが必要) • それぞれの EU 加盟国が「国家交付計画: national allocation plan」を作成し、欧州委員会によって承認されることが必要

排出枠の取引	<ul style="list-style-type: none"> • 遵守期間(1年)内であれば、期中の排出量に関わらず、自由に排出枠の取引できる(期末には排出量に見合う排出枠を保有していることが必要)
トラッキング	<ul style="list-style-type: none"> • 排出枠の移動の追跡(トラッキング)は電子的に行う。 • 第2期間において、EU加盟国間での排出枠の取引があった場合には、EU内での再配分目標値が変わる。
モニタリング、報告等	<ul style="list-style-type: none"> • 制度対象者は定められた方法で排出量の把握(モニタリング)を行い、共通の様式で報告を行うことが義務づけられている。 • 排出量については、規制当局又は第三者機関による検証を受けることが義務づけられている。検証コストの負担については、加盟国の判断に任せられている。
バンキング	<ul style="list-style-type: none"> • 第1期間内、第2期間内では、それぞれ無制限に当該遵守期間終了後の余剰排出枠を、次期遵守期間に繰り越すこと(バンキング)が可能。 • 第1期間にバンキングしたものを、第2期間に利用可能とできるかどうかは、各加盟国の判断に任せる。 • 制度対象主体は、第2期間(京都議定書約束期間)終了時についてもバンキング可能。ただし形式的には、一端、対象主体の立地加盟国が余剰排出枠を接收し、次の期間に同量の排出枠を追加的に無償交付する。 加盟国自身の京都議定書目標達成が必要なため
不遵守時の措置	<ul style="list-style-type: none"> • 遵守期間末は各年12月末であるが、排出量と排出枠の付け合わせ(マッチング)を行うのは翌年3月末。一方、当該遵守期間の排出枠の交付は、毎年2月末までに行う。前遵守期間の排出枠が不足する場合は、当遵守期間の排出枠を活用することが可能。 【以下、遵守期間の翌年3月時点でも不遵守であった場合】 • 第1期間の2005年及び2006年については、排出超過分について最低100ユーロ(約10800円)/t-CO₂又は一定期間中の市場価格平均値の2倍の、どちらか高い金額を罰金として支払う。 • 第1期間の2007年については、50ユーロ(約5400円)/t-CO₂又は一定期間中の市場価格の平均値の2倍の、どちらか高い金額を罰金として支払う。 • 加盟国は、超過量当たりの罰金に加え、効果的な制裁措置を適用する。 • なお、排出超過分については、次の遵守期間の排出枠交付量から差し引く。
他の制度とのリンク	<ul style="list-style-type: none"> • 第1期間であっても、相互協定を締結することによって、EU外の国の国内排出量取引とリンクすることが可能 • 第2期間以降は、京都議定書における国際排出量取引とリンク可能。 • 京都メカニズム(JI/CDM)によるクレジットの活用については要検討(少なくとも環境十全性が確保されていることが条件) • EU域内における他の市場活用手法とリンク可能とすべき。ただし混乱を避けるために、再生可能エネルギー証書取引とは統合しない。
今後の予定	<ul style="list-style-type: none"> • 2004年12月末までに、他の業種、他のGHG等を対象として加えるかどうかを決定。 • 2006年6月末までに、排出量取引の実施経験に基づいて、制度のレビューを行う。

(出所) http://europa.eu.int/comm/environment/climat/com/01581_en.pdf より作成